

議会に最終承認された連邦租税法は、税率と分類を修正した；矛盾する発表が混乱を招いた

3月の連邦租税法の新聞発表の後、連邦議会と大統領は、所得税と消費税の税率を修正し、消費税に関する免税と特別物品の分類を調整した改正版を承認した

連邦議会と大統領は、所得税と消費税の税率を変更し、特定の物品の免税に関する条件を修正する連邦租税法を承認した。特筆すべきは、太陽光パネルとその関連部品、化学肥料と農業機器が免税対象となり、またコンピュータもミャンマー内で製造された場合に限り免税されるとされた点である。チークと堅材製品は、50%の税率から25%の税率に減税された。翡翠の原石と宝石、これらから作られる宝飾品は、それぞれ30%と15%という別の税率が課税されることになった。

その他の大きな変更としては、特に連邦政府が免税しない限り、国内で提供される全てのサービスに対し、5%の消費税が課税されることになったことがある。事前に消費税の免税が指定されているサービスとして主なものは、マイクロファイナンス、バンキング、ヘルスケア、教育事業が挙げられる。最後に、ミャンマーの所得税法の範囲も変更され、3,000万チャット以上の所得に対する税率の上限は25%となった。これは、従前2,000万チャット以上の所得に対する最大20%とされていた上限を変更したものである。

本法の承認に関わらず、2つの矛盾した「公式」版が公表されたことによる混乱が生じている。1つは、大統領室が公表したもので、もう1つは、国営新聞を通じて発表されたものである。どちらの版が正しい内容であるのかについて、政府から公式な説明はなされていない。

消費者保護法が成立した。中央委員会と消費者紛争解決委員会が形成される

ミャンマー消費者保護法が2014年3月14日に成立した。これは、消費財について、消費者と事業者の権利と義務を規定するものである

ミャンマー消費者保護法（「本法」）は、製造業者、生産者、販売代理店、物流業者（商品の保管等）、小売業者、卸売業者、輸出業者、輸入業者、取引業者、サービス業者および広告業者（あわせて「事業者」）に適用される。本法は、（1）消費者に認められる一般的な権利、（2）対消費者の事業を行うにあたっての禁止事項のリスト、（3）本法を実施し、違反した場合の罰則を課す規制主体について定めている。

禁止事項としては、以下のような行為が挙げられる。

- ・紛争解決過程において、特定の消費者や事業者を非難すること
- ・次に掲げる情報を明示せずに、商品を製造、生産または取引すること。名前、商標、サイズ、重さ、寸法、商品の概要、使用説明、製造年月日と番号、消費期限、副作用、アレルギー情報、製造者情報、販売代理店情報、警告、その他関連情報

- ・中央委員会が定める日までに、使用説明について、ミャンマー語で明示せずに、商品の製造、生産または取引をすること
- ・広告されている商品またはサービスによって生じうる危険を開示せずに広告を行うこと
- ・消費者に対し、物理的または精神的に負担をかけるような営業活動を行うこと

本法は、明示的に、事業が、消費者に対して提示された保証条項を遵守すること、事業者か広告した者が広告の内容に責任を持つことを求めている。

本法を執行するために創設された機関として、消費者保護中央委員会と消費者紛争和解委員会（タウンシップから地域までの各段階における地方政府において設置される）がある。消費者保護中央委員会は、消費者関連事項の大きな方針を示す役割を担い、消費者紛争和解委員会は、消費者と事業者の間の個別の紛争を解決する役割を担う。

本法は、消費者紛争和解委員会に対して、本法違反があった場合には懲罰的制裁を課す権限を付与している。この制裁は、警告、紛争にかかる商品の仮差止、商品の市場からの回収、事業ライセンスの仮停止または永久停止まで、幅広いものである。制裁を受けた事業者は、60日以内に、異議を申し立てることができる。本法のいくつかの条項違反については、3年以下の懲役または500万チャット以下の罰金が課される。